



# あなたらしい暮らしを社会全体で支え合う 介護保険制度

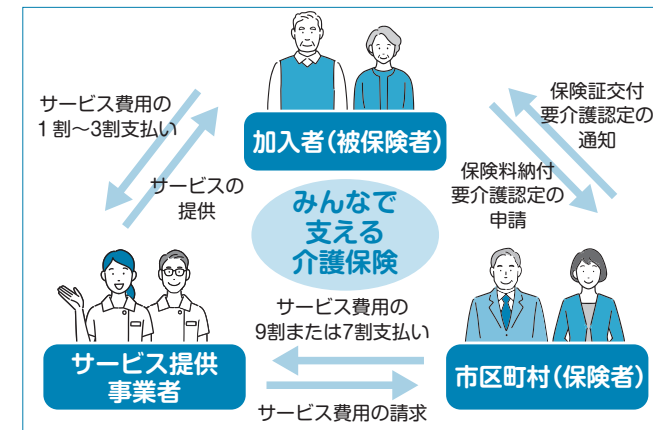
住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むために、介護保険制度を正しく理解し、サービスを上手に利用しましょう。

◎問い合わせ 介護保険課 ☎23-2114

## 社会全体で支え合う介護

介護が必要な高齢者を社会全体で支えることを目的に、平成12年に創設された介護保険制度。介護保険でサービスを利用すると、基本的に利用者は1割を負担し、残りの9割は介護保険料や公費負担によって賄われます。

40歳以上の人が加入者となって保険料を出し合い、介護が必要になったときに、心身の状態に応じたサービスを利用できる本制度。介護保険のサービスが必要と感じたときは、介護保険課や各地区地域包括支援センターに相談ください。



## メッセージ

### 必要な介護保険サービスを適切に利用しましょう



介護保険課  
地域包括ケア担当  
前田 朱 技師

身体機能の低下などで日常生活に支障が出て、デイサービスやヘルパーなどの介護保険サービスの必要性を感じたときは、要介護認定の申請を行い、適切なサービスを利用しましょう。サービスの利用者は、原則、費用の1割負担になります。

また、介護認定を受けていなくても利用できるサービスもあります。詳しくは、介護保険課にお問い合わせください。

## 2025年問題と2040年問題を知っていますか？

日本では、少子高齢化などにより、医療や介護に要する費用が増大しています。さらに、2025(令和7)年と2040(令和22)年には深刻な問題に直面します。

2025年には「団塊の世代」が後期高齢者になり、要介護認定者のさらなる増加が見込まれています。

また、2040年は「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化し、医療や介護の人材不足がより深刻化する恐れがあります。

\*日本の総人口では、2025年に約7170万人の15~64歳人口が、2040年には約5978万人まで減少する見込み

## 誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現に向けて

2040年を見据え、国では「誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現」を目指す取り組みが進められています。

また、市では住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、「地域包括ケアシステム」を推進しています。この中で、住民主体型の介護予防事業「こけなから」など「1回以上、椅子に座ってできる体操や健康教育を行っています。介護予防や重度化防止に加えて、仲間づくりにもつながる同講座。人と人のつながりが生まれるなど、地域の元気づくりにも寄与しています。

## 避難行動要支援者

# 災害時に支援が必要な人の名簿を作成しています

災害が発生したときや発生のおそれのあるときに、自力での避難が難しい高齢者や障がいのある人は、避難情報の伝達や避難所への誘導などの支援が必要です。市では、災害対策基本法に基づいて「避難行動要支援者名簿」を作成。自治公民館や民生委員・児童委員、消防団などの「避難支援等関係者」と連携しながら、避難を支援する仕組みづくりを進めています。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-10963

## 名簿の対象

- 次の①~⑧に該当する人のうち、災害時に自ら避難することが困難で、家族の支援だけでは避難することができない、または家族などの支援を受けられない在宅の人
- 65歳以上の1人暮らし
  - 75歳以上のみの世帯
  - 要介護3以上
  - 身体障害者手帳の交付を受けていて、1・2級の肢体障がいまたは、視覚障がい、聴覚障がい
  - 療育手帳の交付を受けている
  - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
  - 難病患者の医療受給者証の交付を受けている
  - ①~⑦に準じる状態にあり、自ら登録の申し出をしている

## 調査に協力ください

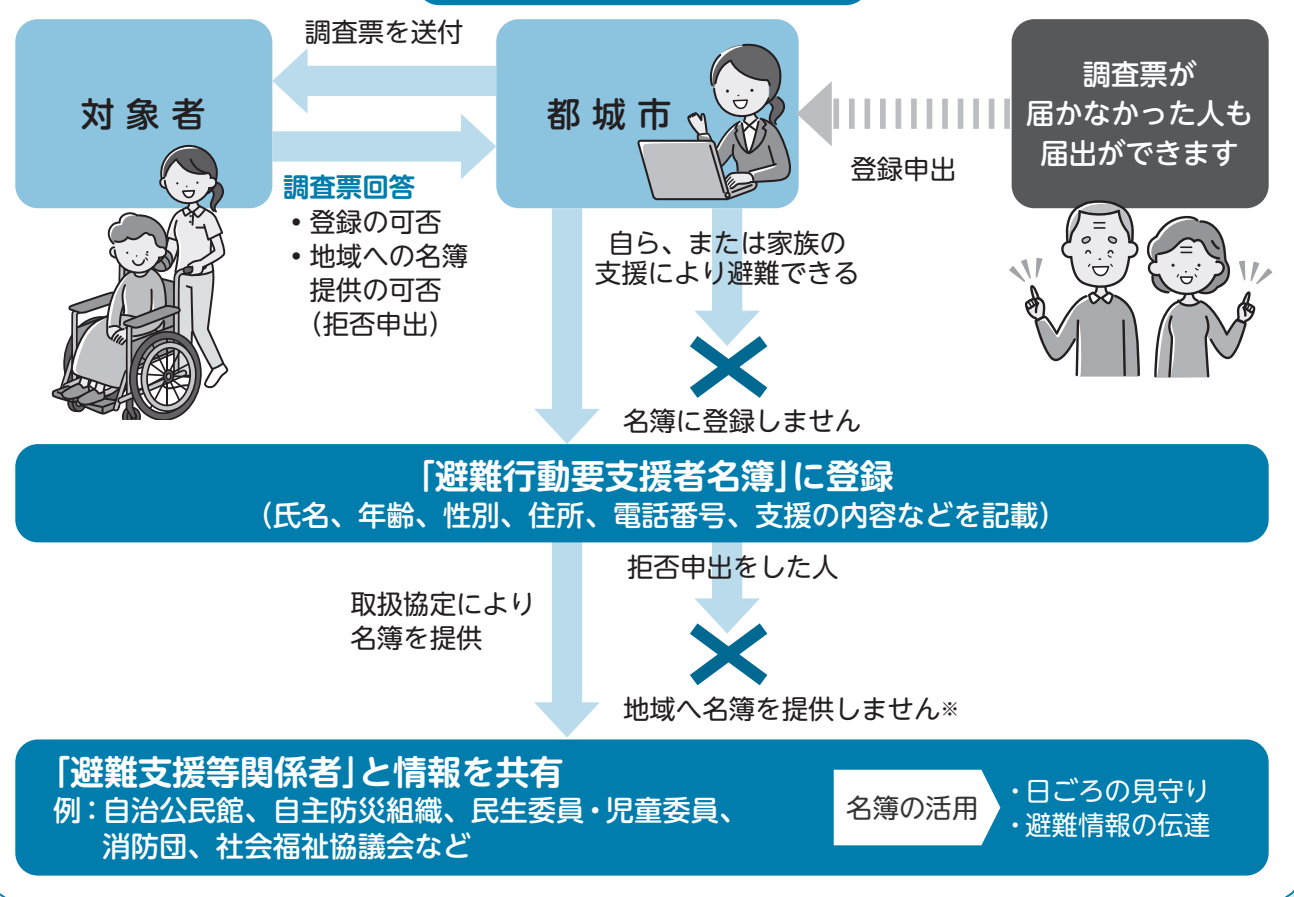
支援の必要な人を把握するため、市では、名簿を毎年更新しています。事前調査で、支援が必要と思われる人に「名簿登録調査票」を8月末までに送付します。必要事項を記入し、福祉課まで返送ください。

## 【留意事項】

- 調査票が届いても登録を希望しない人は、同封の「名簿情報提供拒否申出」を提出ください
- 調査票が届かなかった人も登録できます(⑧の対象者)
- 名簿に登録されても、災害時の支援が保障されるものではありません



## 名簿の登録と活用の流れ



\*生命を保護するために特に必要であると判断した場合は、この限りではありません